

『日本版eシール』の利用 にあたっての一考察

2020年8月3日

政策部長 小木曾 稔

Hello, Future!



※今回のプレゼン資料は今後の討議の参考にしていただくための議題提示、ディスカッションペーパーという認識で提出している。新経済連盟として機関決定した意見ではなく、また、必ずしも一定の確定的な結論を書いている性格のものではない。

本日提示する論点

- **利用者にとっては何がネックなのか**
- **新サービスとして何がありうるのか**
- **出口戦略として何があるのか**

利用者にとってのネックとは？

寄せられた主な意見

【利用状況】

- 文書・データ等の送受信や保存の場面で、何らかの電子化を行っている社は36/39社。うちトラストサービス(電子署名・タイムスタンプ)を使用している社は17/36社。

【タイムスタンプ関連】

- 民間の認定制度のタイムスタンプでは、効力の永続性に不安がある。
- 国際的な通用性に不安がある。国としての認定制度があれば、特に海外事業者とのやりとりにおける契約の迅速化が期待される。

【アンケート調査概要】

- (一社)日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会 加盟企業を対象に調査票により実施。
- 対象企業約184社中39社から回答。

【eシール関連】

- 多くの企業がインボイス対応でコスト等が見合えばeシールの利用に前向き(現在利用していない29社のうち26社)。
- eシールの利用が法令上認められる送付時の要件を満たすものか不明確。
- 制度上の位置づけが存在しない場合、また、民間の基準・認定制度しか存在しない場合は運用上の懸念があり普及しないため、今後普及が必要なトラストサービスについては公的な枠組みが必要。

【共通】

- 利用するに当たってのコストや手間が課題として挙げられた。

新サービスとして何がありうるのか？①(私見)

発行元が保証されたデータを大量かつ簡便に収集できるというメリットをeシールが全員利用することで最大限生かした場合に起こる潜在的な可能性

※eシールがなくても実現できることもあること、eシールを使えば必ず起こることといえることでもないことには留意すべき。

- 業務のDXの推進
- 脱・『書面』主義/脱・『原本』主義/脱・『現在・現場』主義の推進

<事例>

- デジタル監査・保証の徹底(リモートワークでの活用等)?
- 複数企業がまたがったEDI等での活用?

(参考) eシールとの関係は？

請求・支払いをハンコ要らずのデジタルに、大成建設とサントリーに見る成功のポイント

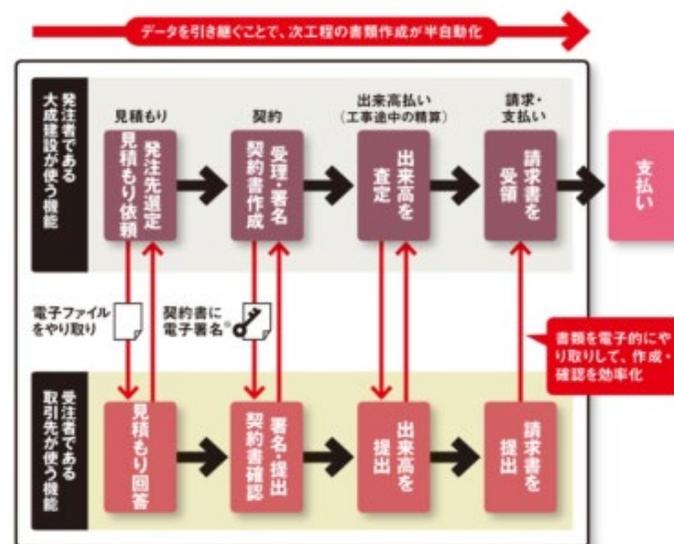
大豆生田 崇志 日経クロステック/日経コンピュータ、玄 忠雄 日経クロステック/日経コンピュータ

ハンコをなくすには、契約だけではなく、見積もり依頼・回答や請求・支払いなどの手続きもデジタル化する必要がある。その代表的な手段の1つは、取引関係にある企業同士が1つのEDI（電子データ交換）システムを利用することだ。典型例は建設業界に見られる。

大成建設は広範な取引をカバーする汎用の電子調達システム「SUPER-TRIO」を運用し、下請けやグループ企業との取引で利用している。

SUPER-TRIOでは、大成建設が取引ごとに契約金額に応じたシステム利用料を取引先から徴収する（利用料は非公表）。それでも大口の取引先はほぼSUPER-TRIOでの取引に移行済みだという。2019年の実績では、年間3万3000件あった全取引の93%弱でSUPER-TRIOを使い、契約書まで電子化した比率は57%弱に上る。

大成建設によると、コロナ禍によって、取引割合が低かったり小口だったりする取引先にも導入の機運が高まっているという。「取引先で経理部門や法務部門の出社をどう減らすかが課題として急浮上している」（大成建設の岩元俊輔社長室情報企画部コンサルティング室課長）ためだ。



※取引先によっては紙の書類をやり取りする

大成建設が運用する汎用電子調達システム「SUPER-TRIO」の機能
見積もりから請求・支払いまでの機能を統合
[画像のクリックで拡大表示]

新サービスとして何がありうるのか？②(私見)

➤ データを活用した新サービス

<事例>

-企業融資の行動変容、精緻化？

➤ 法人データの『見える化』による新サービス

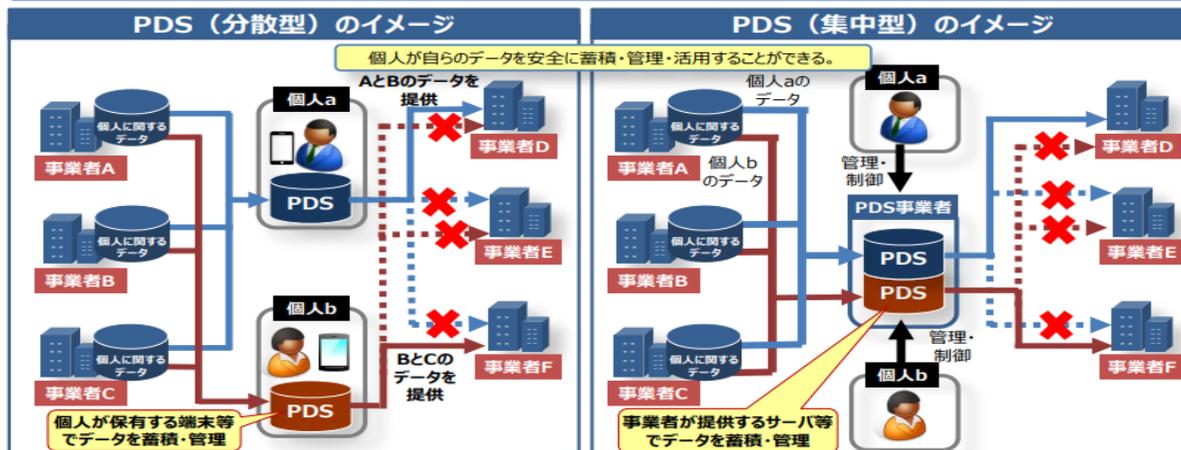
<事例>

-データ取引市場、PDS、情報銀行の法人版？

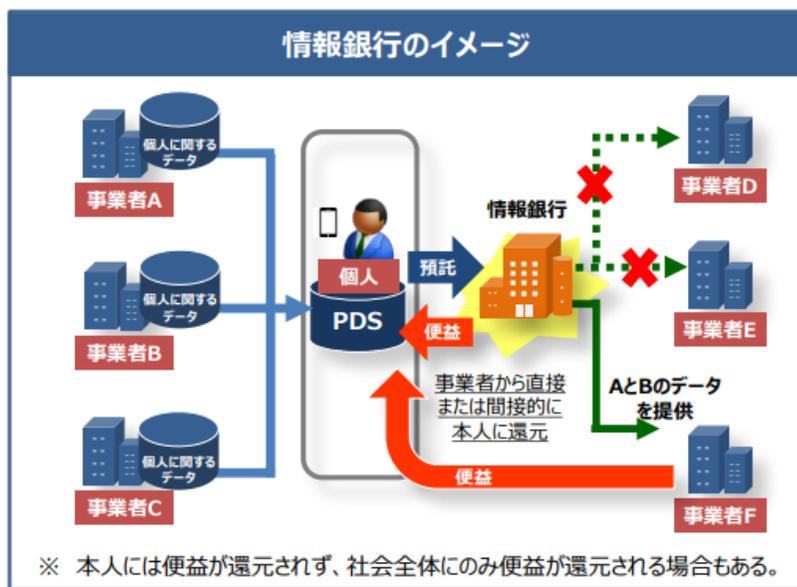
-gBizとの連携による信用情報DBの高度化？

(参考) PDS、データ取引市場、情報銀行

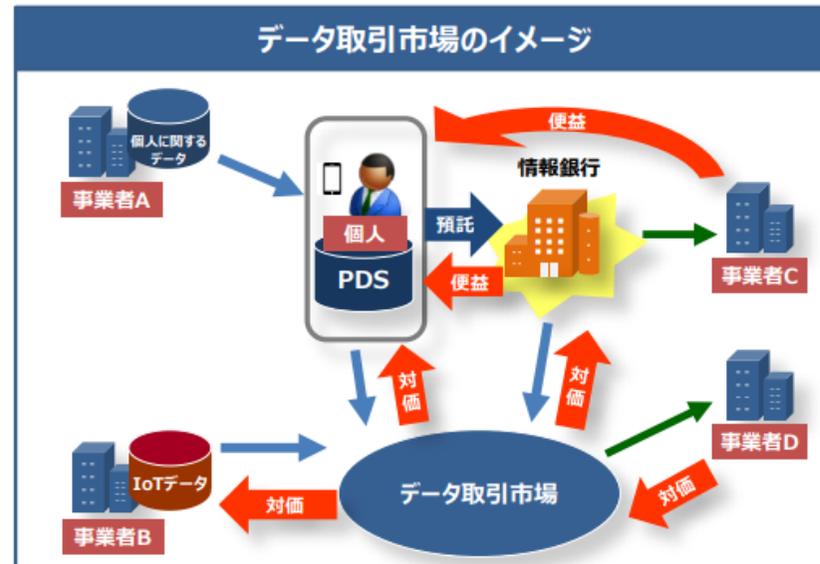
PDS (Personal Data Store) とは、他者保有データの集約を含め、個人が自らの意思で自らのデータを蓄積・管理するための仕組み (システム) であって、第三者への提供に係る制御機能 (移管を含む) を有するもの。



※ PDS、情報銀行、データ取引市場は、それぞれ排他的なものではなく、同一の者が複数の機能を担うことも想定される。



※ 本人には便益が還元されず、社会全体にのみ便益が還元される場合もある。



※ データ取引市場におけるデータ提供主体としては、事業者、個人、情報銀行が想定される。

出口戦略①

- eシールでないといけないこと、eシールだとより効果的にできることは何かを見定め、具体的にサービスに落としとしていくこと
- コスト削減方策あるいはコストに見合ったサービスとしてどうすべきか？→SaaSモデル型の提供、他業種連携、単なるツール提供だけでなくデータ活用提案も追及

出口戦略②

- **不必要なものにまで事実上の義務化を行うことは本末転倒であることには十分留意。**
- **eシール促進のための環境整備※**
 - **法人が発行するデータの信頼性保証に関する法令上の解釈の明確化**
 - 『押印についてのQ&A』の法人版作成or補足
 - **電子文書の送受信・保存を規定する法令等との関係でeシールも有効な手段として認められることを示した『関係法令一括解釈ガイドライン』の整備**
 - **企業のDX指標やSDGs指標の一要素としていく**

※年内に対面書面押印原則の見直しの総ざらいをする政府スケジュールの今の段階でこの点もアジェンダ設定しておく

Appendix

新経済連盟のデジタル政策提案～失われた『7年』～

2013年4月17日 第6回産業競争力会議資料より抜粋 三木谷代表理事による『対面原則書面交付原則撤廃』提案

提案事項

インターネットを対面に代わるプロトコルとして認め、各産業・サービスでの採用・徹底的な活用を促すことを国家の方針とし、基本法の整備を行う。

具体的な措置内容

(次項以降に詳細)

- ▶ 総理大臣のリーダーシップのもと、本提案事項を確実に達成するために、基本法を含め規制撤廃等に向けた所要の措置を講ずる。

1. 対面でのコミュニケーションを求める規制の撤廃

- ▶ 遠隔医療の推進
- ▶ 医薬品のネット販売の推進
- ▶ 遠隔教育の解禁

2. インターネット上での情報提供を通常の方法として認めない規制の撤廃

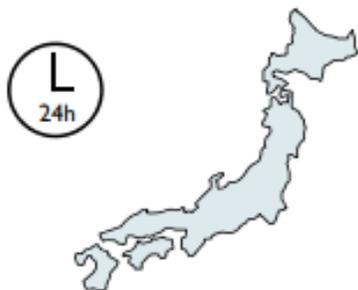
- ▶ 処方せんの電子化及び積極活用の早期実現
- ▶ 金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化
- ▶ インターネット選挙の解禁
- ▶ 株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化

3. 各種手続きをインターネット上で完結できない環境の改善・撤廃

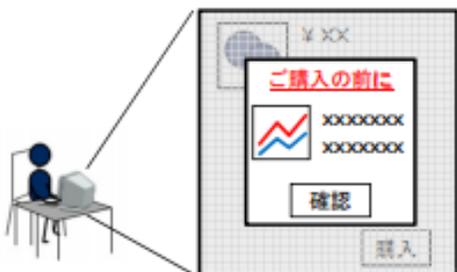
- ▶ 行政手続きオンライン化の推進
- ▶ 非対面サービスでの本人確認・年齢確認をネット上で完結できるようにする

ネットの持つ優位性

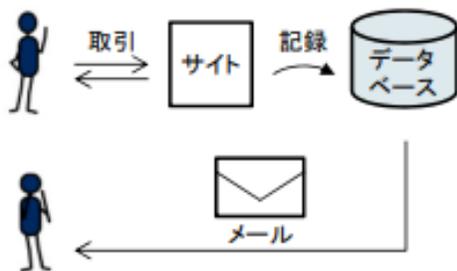
インターネットの情報伝達ツールとしての優位性



- ① 時間的・場所的制約がなく広くリーチできる
(いつでも、どこからでも)



- ② トランザクションの過程で、分かりやすく情報を表示できる
- ▶ 時間をかけた説明が可能
 - ▶ グラフやアニメーションの利用が容易
 - ▶ 情報の更新や表示方法の改善が、常に可能
- ③ 確認ボタン等の設置により、説明漏れを防止できる



- ④ トレーサビリティ
(記録を残すことができ情報提供者と被提供者の事後的なやりとりも可能)

新経済連盟のパブリックコメントの回答①

① 我が国におけるトラストサービスのユースケース(会員企業からの声を列挙)

- ・いたずらにケースを増やさず、印鑑登録ありの実印を要する手続・契約での押印の代替に限定することが重要。

現状角印で済ませている契約・手続での押印は、印鑑登録もなく検証不能なものなので、そうした手続・契約にまで、検証可能性を担保したツールの利用を要求することは、「デジタルになると、アナログより厳しくなってしまう」状態だと考える。特に、請求書や見積書のような膨大なトランザクションに対して従量課金でトラストツールの利用が事実上義務となると、ユーザ企業への負担は大きい。

電子文書の最終版を、暗号化技術を利用して確定するという発想は必ずしも全てのケースでフィットするわけではない。むしろ、紙文書・押印を電子文書・電子印鑑というアナロジーで捉えることをやめ、操作ログ・認証履歴を残していくことが、クラウド自体・Web業務ツールの時代には重要になると考える。

電子文書に改竄がなく真正な意思表示であることは、メールのやりとりやシステムの操作ログ、確定前のバージョンの電子文書などから、立証することが可能である。特に、クラウドサーバに残ったログはユーザの手で改竄する余地がなく、証拠能力は高いと考えられる。また、本人の意思であることは、システム自体のユーザ認証機能によって担保され得る。特に二要素認証を活用している業務システムにおいては、殆どの印鑑よりも本人性を立証する能力は高いと思われる。最後に、eシールのような非自然人・組織版のトラストツールを公式に認めていけば、自然人名でなく組織名で電子署名を付す方式にも、公式に地位を与えるべきではないかと考える。

- ・債権が今後トークン化していくことを踏まえた、トークンエコノミーの観点からの利用シーンの拡大。
- ・商業登記申請の添付書類（法務省で、オンライン申請促進の観点から、添付書面への電子署名の要件緩和を検討中。）
- ・不動産取引における重要事項説明書面等（国交省で社会実験中）
- ・労働者派遣契約
- ・金融機関の書類（401kなど）
- ・建設業法における建設請負契約

新経済連盟のパブリックコメントの回答②

② ①の実現に対する制約となる記載・制度・手続・慣習等とその内容

・民法の債権譲渡の対抗要件である『確定日付のある証書』に含まれるかどうか。今は書面主義により紙が基本で例外的に指定公証人が対応する電子データもあるが、送付してくれないので取りに行かないといけないという出頭主義の問題があり、いずれにしても電子完結にならない。今回の新制度で認定されたものは証書として読めるように、法律改正、解釈変更等所要の対応が必要。

・地方自治体と民間の電子契約においては、認められる電子署名の条件が、民間同士のとときの電子契約より厳しい、つまり、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第二条2項で定める電子証明書に限定されており、実態的に民間の電子契約サービスが使えなくなっている。（地方自治法施行規則、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則）

⇒総務省回答：「使用可能な電子証明書の範囲については、利便性や利用者からの要望等を踏まえ、対象の範囲を広げることが可能か検討する。」（規制改革推進会議「経済団体からの『コロナ感染症対策としての規制・制度の見直し要望』への対応についての回答」より抜粋）

・公的機関の入札や契約：

「中央官庁を中心に一部の機関では、一定の手続が電子化されていたり、緊急事態措置等を受けて、押印書面の提出に代わる方法や提出の延期を認めていただけることもあるが、それ以外の政府系法人や、自治体まで含めると、入札書、契約書のみならず、請求書、業務開始届、業務完了届等の多数の手続書類について、押印した書類を求められるケースが少なくない」、「GtoBの契約書について電子化が認められていない。印刷・製本・押印が必須となっている」など、公的機関の入札・契約に係る書類についての会員企業からの意見多数。

・会社登記の全登記類型(取締役会に委任された株式の発行、株式分割に伴う発行可能株式総数の変更など)について、取締役会議事録が取締役全員の実印押印でなく認められるよう電子署名に使用する電子証明書の要件が限定されないようにするなどの改正が必要。（商業登記法、商業登記規則）

・電子契約を受け入れない取引先企業のために、契約書への押印・郵送の業務（とそれに伴う出社・往訪）が発生している。電子署名版と別に、後で結局押印版も念の為ということで要求されるケースもある。契約書以外でも、見積書・請求書・領収書等の書類への押印は必ずしも必須ではないものも、慣習的に行われている。

問5. 認印や企業の角印についても、実印と同様、「二段の推定」により、文書の成立の真正について証明の負担が軽減されるのか。

- ・ 「二段の推定」は、印鑑登録されている実印のみではなく認印にも適用され得る（最判昭和50・6・12裁判集民115号95頁）。
- ・ 文書への押印を相手方から得る時に、その印影に係る印鑑証明書を得ていれば、その印鑑証明書をもって、印影と作成名義人の印章の一致を証明することは容易であるといえる。
- ・ また、押印されたものが実印であれば、押印時に印鑑証明書を得ていなくても、その他の手段により事後的に印鑑証明書を入手すれば、その印鑑証明書をもって、印影と作成名義人の印章の一致を証明することができる。ただし、印鑑証明書は通常相手方のみが取得できるため、紛争に至ってからの入手は容易ではないと考えられる。
- ・ 他方、押印されたものが実印でない（いわゆる認印である）場合には、印影と作成名義人の印章の一致を相手方が争ったときに、その一致を証明する手段が確保されていないと、成立の真正について「二段の推定」が及ぶことは難しいと思われる。そのため、そのような押印が果たして本当に必要なのかを考えてみることが有意義であると考えられる。
- ・ なお、3Dプリンター等の技術の進歩で、印章の模倣がより容易であるとの指摘もある。

昨今の押印に関する政府方針 参考資料②

問6. 文書の成立の真正を証明する手段を確保するために、どのようなものが考えられるか。

- ・ 次のような様々な立証手段を確保しておき、それを利用することが考えられる。

① 継続的な取引関係がある場合

- 取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存（請求書、納品書、検収書、領収書、確認書等は、このような方法の保存のみでも、文書の成立の真正が認められる重要な一事情になり得ると考えられる。）

② 新規に取引関係に入る場合

- 契約締結前段階での本人確認情報（氏名・住所等及びその根

拠資料としての運転免許証など）の記録・保存

- 本人確認情報の入手過程（郵送受付やメールでの PDF 送付）の記録・保存

- 文書や契約の成立過程（メールや SNS 上のやり取り）の保存

③ 電子署名や電子認証サービスの活用（利用時のログイン ID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービスを含む。）

- ・ 上記①、②については、文書の成立の真正が争われた場合であっても、例えば下記の方法により、その立証が更に容易になり得ると考えられる。また、こういった方法は技術進歩により更に多様化していくことが想定される。

(a) メールにより契約を締結することを事前に合意した場合の当該合意の保存

(b) PDF にパスワードを設定

(c) (b)の PDF をメールで送付する際、パスワードを携帯電話等の別経路で伝達

(d) 複数者宛のメール送信（担当者に加え、法務担当部長や取締役等の決裁権者を宛先に含める等）

(e) PDF を含む送信メール及びその送受信記録の長期保存

昨今の押印に関する政府方針 参考資料③

「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言
～デジタル技術の積極活用による行政手続・ビジネス様式の再構築～（抄）

2020年7月8日

情報通信技術（IT）政策担当大臣 竹本 直一

内閣府特命担当大臣（規制改革） 北村 誠吾

規制改革推進会議議長 小林 喜光

日本経済団体連合会会長 中西 宏明

経済同友会代表幹事 櫻田 謙悟

日本商工会議所会頭 三村 明夫

新経済連盟代表理事 三木谷 浩史

1. 行政手続の見直しについて

（2）制度的対応

書面主義、押印原則、対面主義を求める全ての行政手続の原則デジタル化に向けて、恒久的な制度的対応として、各府省に対し、年内に見直しの検討を行い法令・告示・通達等の改正を行うよう求める。

2. 民間の取引における見直しについて

（1）民間の商慣行等の見直し

「書面、押印、対面」が商慣行・社内手続として定着しているものにつき、取引関係手続については取引先等と協調して、あるいは社内手続については各社で経営者のリーダーシップに基づいて、テレワーク推進等の観点から、**押印廃止**や書面の電子化を推進する。併せて電子署名等のデジタル技術を活用する必要性を確認したうえで、必要な枠組みの構築を推進する。

「郵送・FAX」の電子メール等による代替、**「契約書、見積書、請求書、領収書、稟議書、出退勤管理簿等」**について文書の性質や具体的状況に応じて**不要とみられる押印廃止や電子化及び電子署名等の電子認証の活用**、「商談、送金・振込」におけるオンラインシステムの利用拡大・定着を広く推進する。

（2）押印についての考え方の整理

押印に関する民事基本法上の規定の意味や押印を廃止した場合の懸念点に応える整理（内閣府・法務省・経済産業省作成の**「押印についてのQ&A」**）に基づき、**押印が必須でない旨を周知し、民間事業者による押印廃止の取組を推進**する。

（4）特定分野等における規制・見直し

四経済団体から特に要望の多かった①不動産関係（**重要事項説明書の書面交付**等）、②金融関係（**顧客と金融機関間の手続の書面・押印等**）、③会社法等一般法関係等については今後も引き続き、を行う。**その他の分野**についても、**デジタル化を阻害する法令や慣行等の見直しに向け、取組を継続**する。

参考事例

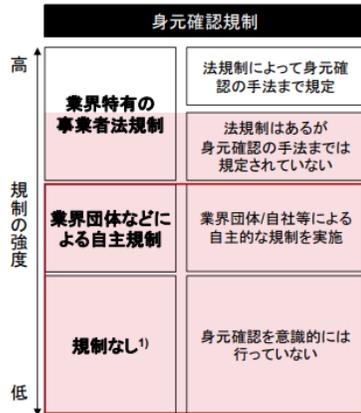
身元確認手法の『中間強度』の手法を検討するという視点

検討会のスコープ

検討会では、身元確認に関わる法規制が、「自主規制」「規制なし」の領域を中心に検討する

身元確認規制領域と検討会のスコープ

■ 本検討会のスコープ



規制がないビジネスは非常に多いため、上記領域を中心に検討会を検討する

1) 業界共通で適用される法規制(民法、会社法、個人情報保護法など)は当然存在する。また、規制がない領域においても、コストの低い身元確認手法があれば、サービスの拡大やユーザーの安心安全などのメリットにつながり、検討する意義があると考えられる。

経済産業省 NEDO Strategy&

法規制例

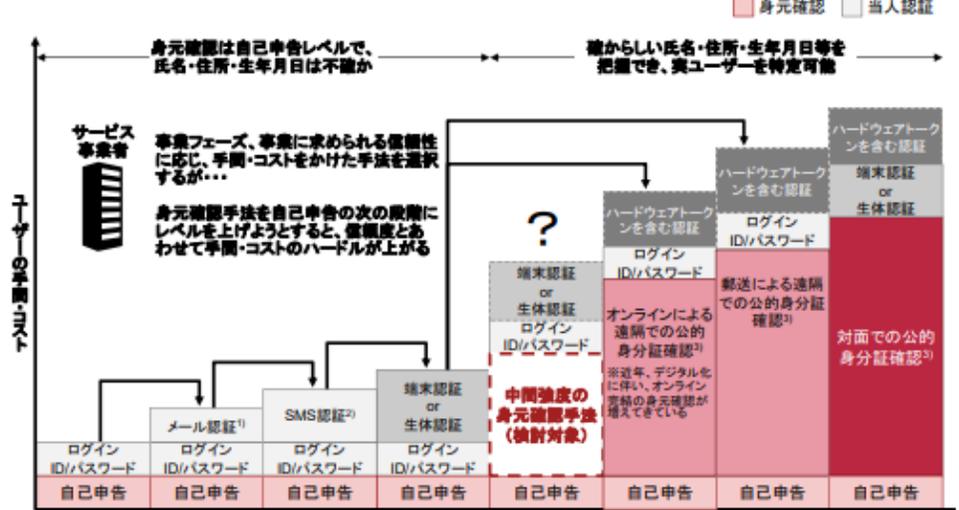
#	法	確認項目	身元確認方法	
			証拠	手法
1	犯取法	氏名・住所・生年月日	本人確認書類(公的)	規定あり
2	携帯電話不正利用防止法	氏名・住所・生年月日	本人確認書類(公的)	規定あり
3	(たばこ事業法)	年齢または生年月日	本人確認書類(公的)	規定あり
4	戸籍法	規定なし	本人確認書類(公的)	規定あり
5	出入国管理法	氏名・生年月日 等	パスポート	規定あり
6	出会い系サイト規制法	年齢または生年月日	本人確認書類	規定あり
7	道路交通法	規定なし	本人確認書類	規定あり
8	古物営業法	氏名・住所・職業 等	規定なし	規定あり
9	住宅宿泊事業法	氏名・住所・国籍 等	規定なし	規定なし
10	風営法	年齢または生年月日	規定なし	規定なし
11	未成年者喫煙禁止法	年齢または生年月日	規定なし	規定なし
12	未成年者飲酒禁止法	年齢または生年月日	規定なし	規定なし

上記の□領域は、法規制があるが具体的な手法が規定されていないためスコープ内

3. 中間強度の身元確認手法の必要性

現状、身元確認は自己申告もしくは公的身分証の確認のいずれかであり、「適度に簡易で信頼性のある」手法=中間強度の手法の検討が必要である

本人確認手法(身元確認+本人認証)のユーザーの手間・コスト



本人確認手法(身元確認+本人認証)の一覧

経済産業省 NEDO Strategy&

1) メールアドレスの送達確認 2) SMSによる電話番号の所持確認 3) マイナンバーカード 4) 金融機関の印

2020/3/31

7

Hello, Future!



新經濟連盟



Japan Association of New Economy